

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 補正予算と組替動議について

定例会に提出された補正予算案に対し、議員が組替動議の提出を行った。

しかし、当該補正予算案は、議会に提出されただけで、まだ上程されていない。また、組替動議も事前に文書によって提出された。

通常、動議は、提出され会議規則が定める賛成者を満たせば、直ちに議題となることから、本件組替動議も直ちに議題とするのが良いと考えるが、組替動議の対象となる補正予算案が上程もされていない中で、当該動議のみを議題とすることに違和感がある。

このような状況において、この組替動議をどのように取り扱うことが適当か。なお、当該補正予算案は、委員会付託が省略される予定である。

連載63

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
企画議事部法制主幹
本橋 謙治

A1 予算の組替動議の審議の時期に関する法的な決まりはありません。よって、各議会の判断で、その審議の時期を決めることが可能です。実際は、議事整理権、日程編成権を有する議長が、議会運営委員会の意見などを参考に審議の時期を判断することになります。

では、具体的な審議の時期について検討します。一般的に動議とは、①会議の途中で、②原則として口頭で提出され、③案を必要とせず、④一定の賛成者を要し、⑤修正をすることができないものとされています。このようなことから、多くの動議が議事進行や審議手続に関するものです。このため、動議は提出され、これが成立したら、速やかに議題とすることが一般的です。

しかし、Q1の場合、組替動議の対象である補正予算案が上程されていない状況下で、組

替の必要があるかを判断することは困難です。組替が必要なのかどうかは、まず提案者である市長の説明を聞き、これに対する質疑を行い、その答弁の内容次第で判断することになります。

以上のことから、当該組替動議を審議する時期は、補正予算案が上程され、これに対する説明、質疑、委員会付託が省略された後が適当と考えます。つまり、修正の動議に準じて審議することになります。

なお、組替動議の具体的な審議方法は、修正の動議と同様に、最初に動議提出者の説明、質疑（必要な場合）、討論、採決の順になります。組替動議は、長の政策に批判的な議員が提出することが多いため、否決されるケースが多いですが、仮に当該動議が可決したら、議会は補正予算を組み替えるべきという考え

であることから、長は、①予算を撤回し議会が求める内容の予算を再提出する、②補正予算を議会が求める内容に訂正する、③今後の議会に提出する予算(補正予算又は当初予算)で議会が求める内容を反映させた予算を提出する旨を議会に伝えて提出中の補正予算の可決を求めることのいずれかが考えられます。

Q2 予算組替の動議と修正の動議について

今定例会に提出された補正予算について、ある議員が当該補正予算を撤回し、一部を組み替えて提出することを求める予算の組替動議を提出した。

組替の具体的な対象や規模に関する言及等はなく、組替の対象を「〇〇に関する予算」、規模を「市民の意見を反映した規模」としている。

市長を始め、大半の議員は、当該補正予算に組替動議を提出した議員の考えが反映されていると判断しているため、動議を提出した議員に当該動議の撤回を助言しているが、これを拒否している。

このような状況から、この組替動議を事前に議会運営委員会の了承を得た

上で、議長の議事整理権を根拠に諮らない運営することは可能か。ちなみに、議会運営委員会の了解があるならば、動議を提出した議員は、組替動議を諮らないことに同意している。

A2 結論から言うと、Q2のような運営はするべきではないと考えます。

議会は、正規の手続で提出された動議を議決することが原則です。ただし、その動議の内容が、明らかに会議規則等に反するもの、例えば、会議の記録を行わないことを求める動議や提出された事件を日程に掲載しないことを求める動議など、会議録の作成を法的に義務付けられていることに反するもの、議決機関である議会の役割の根幹に反するものは、不適當な動議として、これを扱わないことができるとされています。

Q2の組替動議は、これに該当する動議とはいえないので、不適當な動議として、議会の審議に付さないということは、仮に議会運営委員会の了承を得ているとしても行うべき運営ではありません。このような運営を認めてしまうと、今後、議会運営委員会が了承した事件は、議会の審議に付さなくても良いという前例を作ることになります。

したがって、既に提出された補正予算案が

動議の内容を反映させているとしても、動議を提出した議員から、当該動議の撤回の申出がない限り、これを議題として、議会の議決を求める運営をするべきと考えます。

なお、動議の撤回は、議題となる前ならば、議長の許可で撤回が可能であることから、速やかに撤回の申出を行うことで、手続が容易に済むことになります。

参考 標準市議会会議規則

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、

又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 省略

3 省略

Q3 陳情の付託替えについて

今定例会に提出された陳情を総務常任委員会に付託した。しかし、その内容が議員に関係するものであることから審査が進まない状況が続いている。

このような状況から、一部の議員が特別委員会を設けて、そこで審査することを検討している。既に総務常任委員会に付託されている事件(本件の場

合は陳情)を特別委員会で審査することは可能か。

A3 まず、既に総務常任委員会に付託されている陳情について、特別委員会を設置し、そこに付託することは可能です。このような手続を「付託替え」といいます。

「付託替え」に関する会議規則の規定はありませんが、解釈で「付託替え」が可能とされています。

具体的な手続ですが、常任委員会から常任委員会への付託替えは、通常の付託は、議長の権限で行われる(町村議会の場合は議決)ので、付託替えも議長の権限で可能です。ただ、事前に関係の委員会への通知等が適当です。

これに対し、特別委員会への付託替えは、特別委員会に付託替えすることを本会議で諮る必要があります。

参考 標準市議会会議規則

第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託す

ることができ。

2 省略

3 省略

Q4 継続審査と委員会の中間報告について

9月定例会で継続審査となった議案について、閉会中の委員会審査が行われてきたが、12月定例会の開会日までに委員会の結論が出なかった。

12月定例会の前半に、委員会条例に基づく委員の任期が満了するが、任期満了までに委員会の結論が出る見込みはない状況である。

このような状況の中で、条例に基づく委員の任期満了が生じた場合、付託されている議案は廃案になるのか。廃案とはならない場合、旧委員会から新委員会に議案を引き継ぐ旨の議決等の手続等が必要なのか。委員会の審査の状況を報告する場合、中間報告が想定されるが、この中間報告を新委員会の委員長が行うことは可能か。

A4 まず、委員会条例に基づく委員の任期満了が生じた場合、当該委員会に付託されてい

る議案の取扱いについてですが、委員会条例に基づく委員の任期満了により、付託された議案が廃案になることはありません。

議案は、委員会という会議体に付託されたことになるので、委員会の同一性が失われないう限り(ex.議員の任期満了や委員会条例の改正)、付託された議案の廃案は生じないと解されます。

次に、旧委員会から新委員会への引継ぎに関する手続ですが、委員会条例や会議規則などには、そのような手続を求めるものはないので、手続を行う法的な必要性はありません。しかし、事実上の行為として、旧委員会での審査の状況などについて、新委員会へ報告などを行うことは、法的に禁止されているものではないこと、新委員会が効率的に審査を行えるようになることから、申し送りなど、新委員会への引継ぎなどを行うことが適当です。また、委員会の中間報告についてですが、委員会の中間報告に関する法的な制約はありません。したがって、新委員会の委員長が報告を行うことは可能です。しかし、新委員会は発足して間もない時期に中間報告を行っても、当該報告に対する質疑への対応がほとんどできないことが予想されます。このようなことから、中間報告は、旧委員会の委員長が行うのが適当と考えます。仮に、新委員会の

委員長が中間報告を行うならば、事前に旧委員会からこれまでの審査状況について、詳細な説明を受けておくことや新委員会での審査がある程度進めた上で中間報告を行うことが適当です。

参考 標準市議会会議規則

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。(参考)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

Q5 市長に対する問責決議と長の弁明の機会について

今定例会の最終日に議員から、市長に対する問責決議案が提出される予定である。

これに対し、市長を支援する一部の議員から、「市長に弁明の機会を設けるべき」という意見が出されている。問責決議を提出した議員は、「必要ない」という意見である。

市長に対する問責決議案の審議にお

いて、市長からの弁明は行うべきか。

A5 まず、市長に対する問責決議案の審議において、市長からの弁明を行うことについて、明確な法的根拠はありません。

弁明の機会を設けるべきと主張している議員は、地方自治法第117条のただし書にある発言(弁明)の機会のことを意識しているものと思われます。しかし、法第117条のいわゆる除外の規定は、議長及び議員を対象としており、市長など、執行機関の職員を対象としていません。

よって、当該問責決議案の審議において、市長は除外になることはありません。したがって、市長は問責決議案の審議が行われる本会議に出席し、審議の行方を議場で見届けることが可能なので、市長の弁明の機会は、法に基づくものではなく、事実上の行為として行うことになります。

では、実際にこれを行う場合ですが、市長本人が弁明を望む場合と市長は弁明を希望していないが、議会がこれを望む場合とに分けて説明します。

前者の場合ですが、問責決議案の提案説明後に、議長が市長から発言の申出があるため、これを許可する旨を述べて市長に弁明させる方法が考えられます。提出者の問責決議案に

対する考えと市長の問責決議案に対する考えを比較し、当該問責決議案の妥当性を他の議員が判断することが可能となります。なお、市長の弁明は、法に基づくものではないため、弁明の時期に関する法的な定めはありません。よって、提出者からの提案説明直後以外の時期に行うことが可能です。ただし、採決の前までに行うべきであることは言うまでもありません。

次に後者の場合ですが、あらかじめ議長が市長に対して、弁明することを助言する方法や、議場で助言、勧告する方法が考えられます。このほか、議長発言や議員からの動議により、市長に対し弁明を求める旨を諮り、過半数の賛成により、議会の意思として市長に弁明を求める方法が考えられます。この場合、議会からの弁明の要望に応じる法的な義務は、市長にはありませんが、議会の意思による要望であることを踏まえ、これに応じることが適当です。そうでないと、当該問責決議が賛成多数で可決する可能性が高くなると考えます。

いずれの方法を用いるとしても、議長は、あらかじめ議会運営委員会等と協議した上で、本会議に臨むことが適当と考えます。

参考 地方自治法

第117条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

参考 標準市議会会議規則

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 省略

Q6 指定管理者に関する議案の否決と一事不再議について

今定例会に提出された市の公共施設の指定管理者に関する議案について、従来の団体Aから団体Bに変更する内容に対し、多くの議員は、団体Aが引き続き管理を行うべきという考えである。

このため、当該議案に対する管理団

体を団体Bから団体Aに変更する旨の修正案の提出も検討されたが、指定管理者に関する議案に対する修正権の行使について、消極的な見解があることから、修正案の提出は見送ることになった。

このため、議員の間では、執行機関が提出した議案を否決し、改めて団体Aを指定管理者とする議案の提出を執行機関に促したいという意見が大勢を占めているが、一部の議員から一事不再議に抵触するので、次の定例会で提出するように促すべきであるという意見が出されている。

同一会期に、否決された指定管理者に関する議案を指定管理者を変更して再度議会に提出することは、一事不再議に該当するののか。

A6 否決とした理由によって、一事不再議に該当するか否かとなります。

Q6のように、否決の理由が、市の公共施設の管理を団体Bに行わせることに問題があるということならば、これを否決し、同一会期に団体Aによる管理を行わせる旨の指定管理者に関する議案を提出することは、一事不再議に該当しないと考えます。

これは、議会の議決が、指定管理者制度そのものを否定（否決）する内容ではなく、指定管理者制度自体は問題ないが、管理する団体に問題があるため否決するというものであるため、管理団体をAとすることについて、議会の意思を問うことは、一回目の議決によって確定した議会の意思とは別のものであることから、一事ではないと判断することが可能です。

しかし、外見上は、議会が否決したという意思を明確にすることから、団体Bを管理者とする議案の審議において、否決の理由が、「指定管理者制度」そのものに対するものではなく、管理する団体に問題があるために反対（否決）するという点を討論などで明らかにしておくことが適当です。

なお、指定管理者制度に関する議案に対する修正権の行使については、Q6で言及があったように、当該議案に対する議会の議決は、管理権者である長の提案に対して議会が賛否を表明するものであることから、その提案は長のみが行えるものであって、議会が長の提案に係る指定管理者以外の者を選定することはできないとする見解があるため、指定管理者の変更を旨とする修正案の提出は、消極的に解します。

参考 行政実例（昭和34年12月16日）

問 議会の議員の定数が36人であるところを20人に減少していた市において、議員定数を26人にする減少条例の一部改正案が議員から提案されたが否決された。同一会期中に議員定数の減少条例を廃止する条例案を審議することは、一事不再議の原則に違反するか。

答 さきの議決を否決した趣旨が現状維持を是とする意思の表示である場合においては、地方自治法第74条第3項の規定により付議された議案であるとき又は事情の変更によりあらたな必要が生じたものであるときを除き、一事不再議の原則に反するものと解する。

参考文献

ワークブック 法制執務（ぎょうせい）
議会運営の実例（自治日報社）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
逐条地方自治法（学陽書房）
注釈地方自治法（第一法規）

●第73号（2023年5月発売） 定価 1,430円（税込）

・特集 ごみゼロの実現と自治体—循環型社会のネクストステージ—

ごみゼロ社会の実現と自治体～今後の減量化施策を考える～
海洋プラスチックごみの現状と対策
食品ロスの現状と法整備の進展
不法投棄問題の今昔と対策のポイント
いわゆる「ごみ屋敷」の背景と対応、発生の予防について

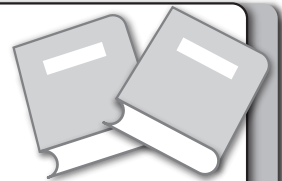
・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例
あかしジェンダー平等の推進に関する条例

・トピックス

令和4年度の「条例の動き」
令和5年度 法務能力向上のための講習会・セミナーの御案内
令和6年4月から始まる相続登記の申請義務化について（所有者不明土地対策等としての不動産登記情報の最新化）

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール（通話料無料） | TEL：0120-953-431 | Web | URL：https://gyosei.jp
受付時間：月～金 9時から17時 | FAX：0120-953-495 | サイ



Back Number